豊後高田市運賃協議会の開催を要しない軽微な事案に係る意見書

豊後高田市運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を定めるにあたり、みなさまの声をできるだけ反映していきたいと考えています。みなさまのご意見をご記入ください。

<table>
<tr><td>住所（所在地）</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td>氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>【市外在住者のみ】
通勤・通学先の
所在地及び名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>該当する項目にチェックしてください</td><td colspan="2">☐ 市内に住所を有する方
☐ 市内に通勤・通学する方
☐ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
☐ その他、この案件に関し利害関係を有するもの（カッコ内に記入してください）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意見の内容

※意見する「ページ」、「意見」を記入してください。</td><td>ページ</td><td>意見</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

（表）裏面もご確認ください。

≪意見募集の期間≫

令和８年 10 月 26 日（月）～　令和８年 11 月８日（日）

≪意見提出できる方≫

・市内に住所を有する方

・市内に通勤・通学する方

・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

・その他、この案件に関し利害関係を有する方

≪閲覧場所≫

高田庁舎地域活力創造課

≪意見提出の方法≫

次のいずれかの方法により、意見書を提出してください。

直接	閲覧場所の意見箱 ※窓口業務時間内に限ります
郵送	〒８７９－０６９２ 豊後高田市是永町 39 番地 3 豊後高田市　地域活力創造課　地域振興係
ＦＡＸ	０９７８－２２－２７２５
メール	katuryoku@city.bungotakada.lg.jp

≪注意事項≫

- 上記事項をご記入いただければ、この様式以外でも提出可能です。
- 提出いただいた意見は、市でとりまとめて意見の概要及びこれに対する市の考え方等を市ホームページにて公表します。
 ※公表は意見の概要のみとし、住所・氏名・電話番号等は公表しません。
 ※意見書提出者への直接の回答はしておりませんので、ご了承ください。
- 匿名や電話での受付はしておりませんので、ご了承ください。
- ご記入いただいた住所・氏名・電話番号等の個人情報は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。

お問合せ先
豊後高田市　地域活力創造課
地域振興係　担当：御幡
TEL：0978-25-6392

（裏）